

# これまでの個人住民税の主な改正について (令和3年度第1回)













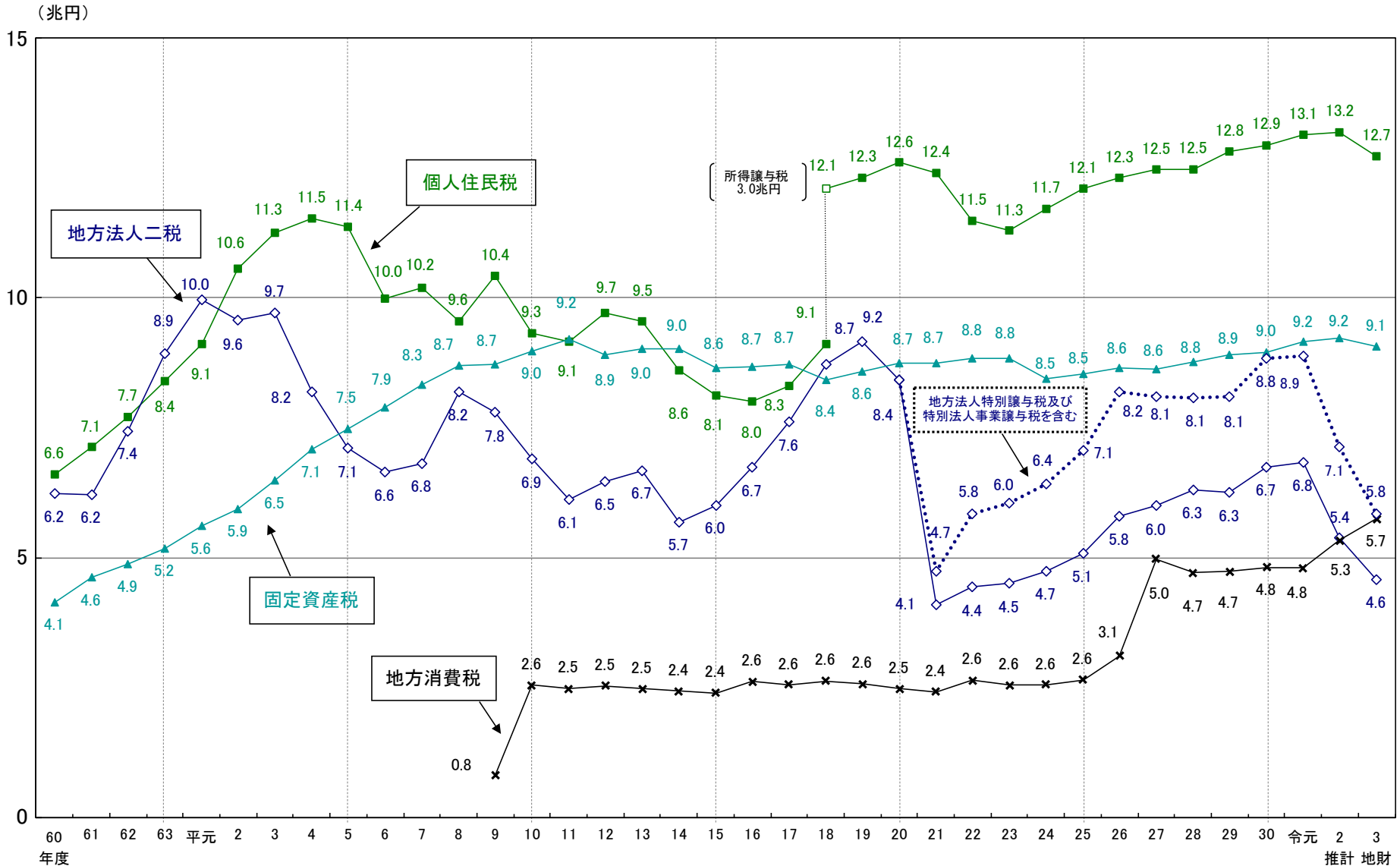
## 金融税制(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)

- 利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、都道府県民税となっている。
- 市町村へは、都道府県が収入した金額の一定割合が交付される。

○利子割 利子等に対する課税 税率 5%	税込: 約300億円
○配当割 一定の上場株式等の配当等に対する課税 税率 5%	税込: 約1,700億円
○株式等譲渡所得割 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税 税率 5%	税込: 約1,000億円

(注) 税込は、令和元年度決算額による。

# 主要税目（地方税）の税収の推移

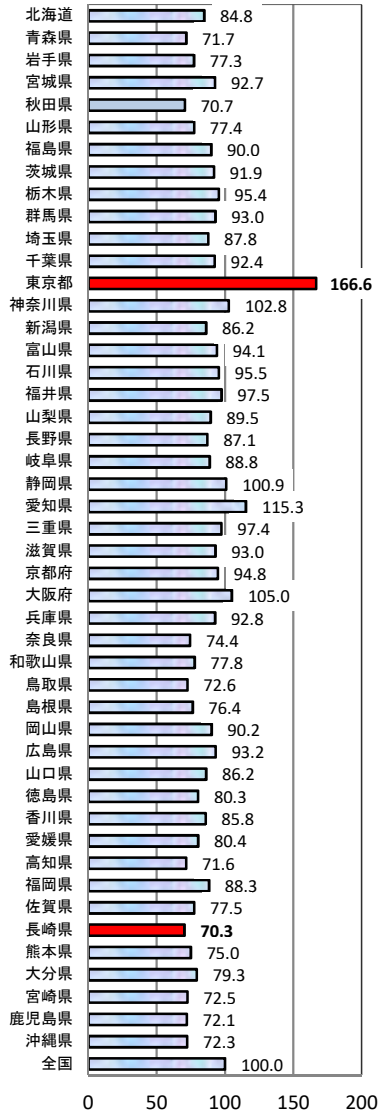


- (注) 1. 表中における計数は、超過課税を含まない。  
 2. 令和元年度までは決算額、2年度は推計額(R2.12時点)、3年度は地方財政計画額である。  
 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税(～R1)及び特別法人事業譲与税(R2～)を加算した額。  
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 1.8兆円、(㉚) 2.1兆円、(㉛) 2.0兆円、(㉜) 1.7兆円、(㉝) 1.3兆円

# 人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)

## 地方税計

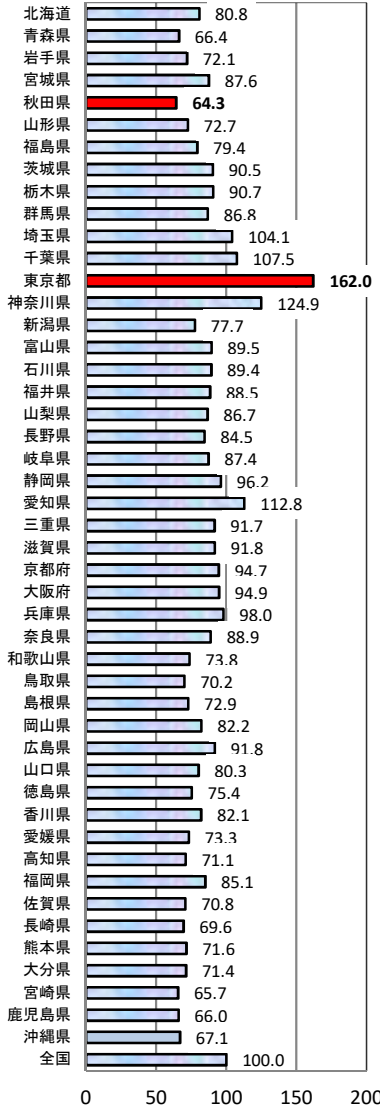
最大/最小:2.4倍



40.3兆円

## 個人住民税

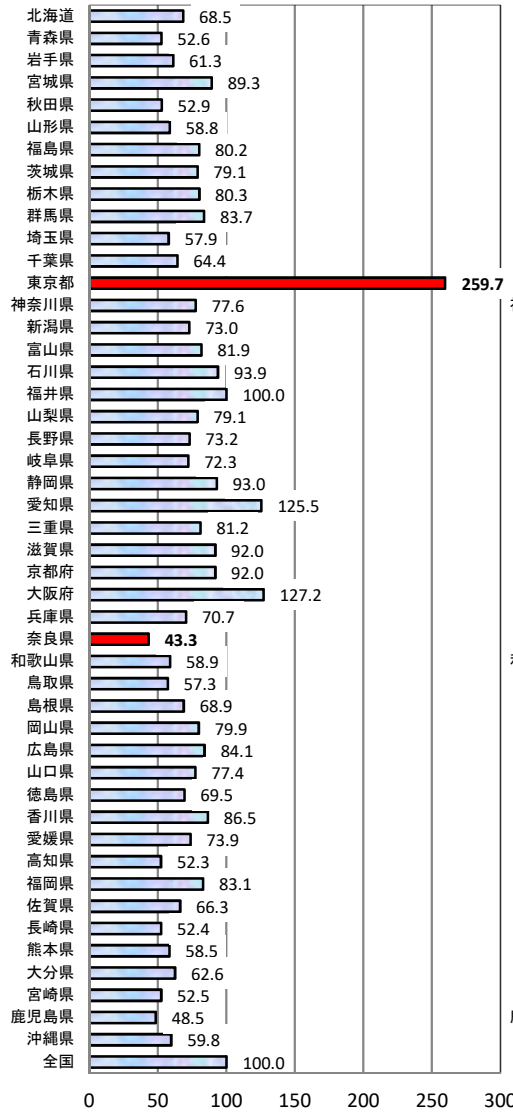
最大/最小:2.5倍



12.8兆円

## 地方法人二税

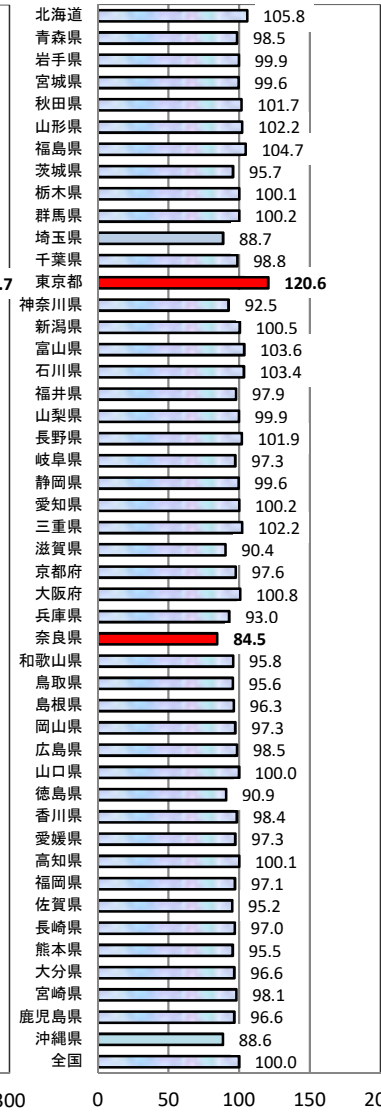
最大/最小:6.0倍



6.8兆円

## 地方消費税(清算後)

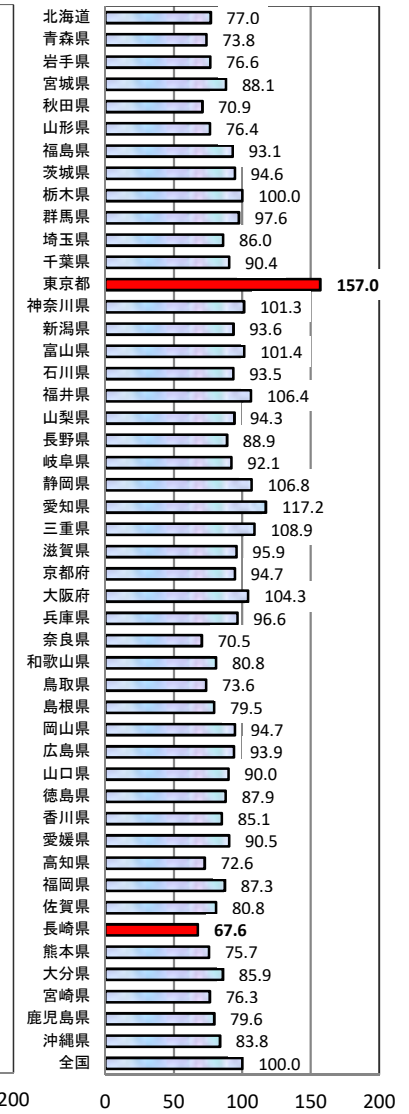
最大/最小:1.4倍



4.8兆円

## 固定資産税

最大/最小:2.3倍



9.3兆円

※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

## 個人住民税に係る主な改正の経緯

# 個人住民税に係る主な改正の経緯

	(1) 均等割	(2) 所得割	(3) 収入金額 所得計算	(3) 人的控除	(4) 寄附金控除	(5) 金融所得課税
平成		①税率構造の見直し ・ 7段階→3段階		②特定扶養控除創設 ・ 35万円		①株式譲渡所得の申告分離課税を導入 ・ 所20%、住6%
8	⑧税率引上げ ・ 500円ずつ引上げ			②配偶者特別控除拡充 ・ 14万円→30万円		
10	⑩制限税率廃止					
		・ 所得割（標準税率の1.5倍） ・ 均等割廃止				⑮株式譲渡所得を申告分離課税に一本化 ・ 所15%、住5%
16	⑯人口段階別の税率区分廃止			⑰配偶者特別控除見直し ・ 上乗せ部分廃止		⑯申告不要制度導入 (配当割、株譲割の創設) ・ 所15%、住5%
19		⑰税源移譲 ・ 3兆円の税源移譲 ・ 比例税率化（10%）		⑱老年者控除廃止 ・ 48万円→0円		⑯軽減税率10% ・ 所7%、住3%
21			給与所得控除を 順次見直し		⑰ふるさと納税 制度創設等 ・ 適用下限額10万円→5千円 ・ 所得税の寄附金控除対象 団体のうち条例で指定した ものを対象に追加	
26	⑳税率引上げ(10年間) ・ 1000円(県500円/ 市500円)引上げ ・ 復興財源確保		【適用所得上限】 ⑳1500→㉑1200→ ⑳1000→㉑850(万円) 【控除限度額】 ⑳245→㉑230→ ⑳220→㉑195(万円)	㉒扶養控除見直し ・ 16歳未満の控除廃止		㉑配当割・株譲割の 軽減税率廃止
令和					㉒ふるさと納税 制度拡充	㉒損益通算範囲の 拡大 ・ 特定公社債等
			⑳給与所得控除・ 公的年金等控除か ら基礎控除へ振替 ・ 10万円	①配偶者控除・配偶 者特別控除見直し ・ 本人所得に応じて控除額を 逡減・消失する仕組み導入	①ふるさと納税 指定制度創設	
				③ひとり親控除創設 ・ 30万円		
				③基礎控除見直し ・ 所得に応じて控除額を逡 減・消失する仕組み導入		

※年度は適用年度を示している。

## (1) 均等割

# 個人住民税均等割の概要

- 個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、1月1日に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するもの。
- このうち、均等割は、非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的なものとしての位置付け。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税があり、道府県民税(均等割及び所得割)の徴収も市町村民税と併せて市町村が行っている。

[参考] 就業者数 約6,724万人

	標準税率(年額) (※)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

(※) 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(※) 37府県・2市において、超過課税を実施。

	税収	納税義務者数
均等割	約3,500億円	約6,400万人
所得割	約12兆5,200億円	約5,900万人
(参考) 所得税	約19兆1,700億円	約5,500万人

(注1) 税収は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む)ともに、令和元年度決算額による。  
 (注2) 納税義務者数は個人住民税、所得税ともに「令和2年度市町村税課税状況等の調」による。  
 (注3) 就業者数は、令和元年労働力調査年報(総務省統計局)による。

## (参考) 個人住民税均等割における非課税限度額制度

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない制度

$$\text{所得金額} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{R3年度以降}} \times \boxed{\text{加算額}}$$

35万円
10万円
21万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額  
 (注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数  
 (注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算  
 (注4) 基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

<例> 級地区別の個人住民税均等割の非課税限度額について(給与所得者(独身)の場合)

1級地: 東京23区、指定都市(16/20)など 収入金額 100万円から課税  
 2級地: 県庁所在市、一部の市町など 収入金額 96.5万円から課税  
 3級地: 一般市・町村など 収入金額 93.0万円から課税

# 個人住民税均等割の税率改正の推移

区 分		昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度	平成10年度	平成16年度 ～ 25年度	平成26年度～
市 町 村 民 税	標準税率 ①人口50万人以上の市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円		
	②人口5万人以上 50万人未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円	3,500円
	③その他の市及び 町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円		
	制限税率 ①人口50万人以上の市	1,000円	900円	800円	2,200円	2,600円	3,200円	3,800円			
	②人口5万人以上 50万人未満の市	750円	650円	550円	1,600円	2,000円	2,600円	3,200円			
	③その他の市及び 町村	500円	400円	300円	1,000円	1,400円	2,000円	2,600円			
道府県民税 (標準税率)		—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

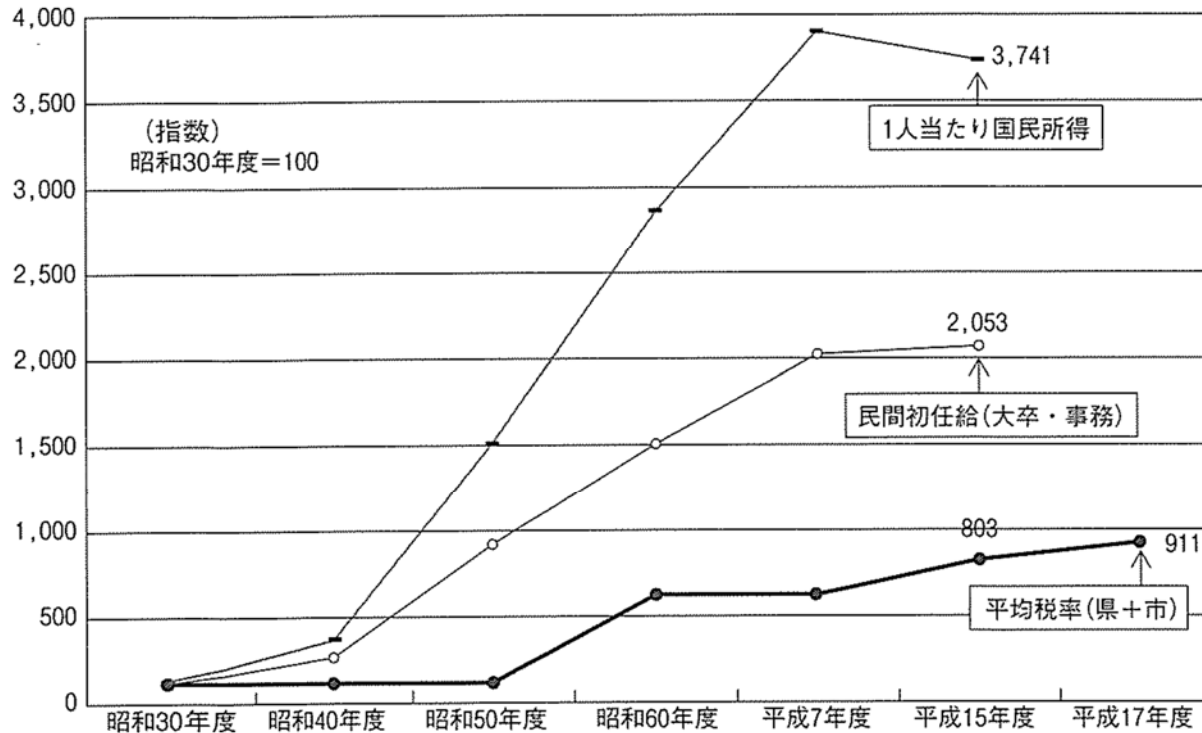
(注1) 市町村民税の制限税率は平成10年度より廃止。

(注2) 復興財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの各年度の道府県民税及び市町村民税については、道府県民税均等割の標準税率は500円引き上げた1,500円と、市町村民税均等割の標準税率は500円引き上げた3,500円としている。

# 過去の均等割の税率等の議論

- 平成17年度改正において、「地方税の諸課題」の中で均等割の見直しの議論が行われた。
- 均等割の税率をどの程度とすべきかについては、容易に決しがたい問題ではあるが、およそ全ての住民が受益していると考えられるサービスの費用の一定部分を賄える水準を目指すべきであるとの考え方が示されていた。

## ○均等割の平均税率の推移



### 住民1人当たり歳出決算額 (平成15年度・一般財源等)

清掃費	13,027円
警察費	24,220円
消防費	13,114円

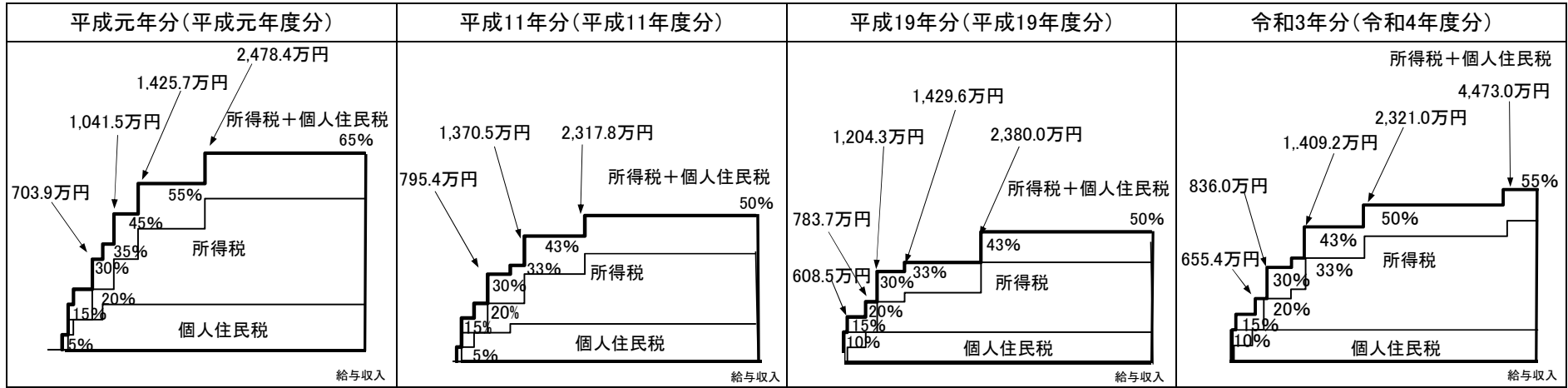
均等割の税率 年額4,000円 (月額約330円)

(注) 上記の費目に係る歳出決算額 (一般財源等) を住民基本台帳人口 (平成16年3月31日現在) で除して算出。

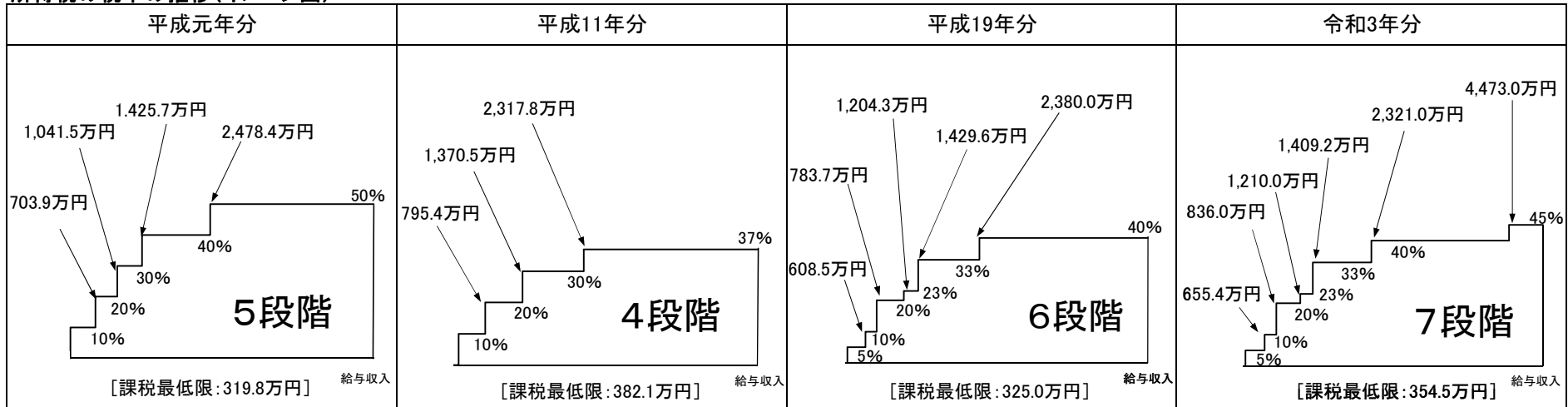
※平成17年度改正地方税制詳解

## (2) 所得割

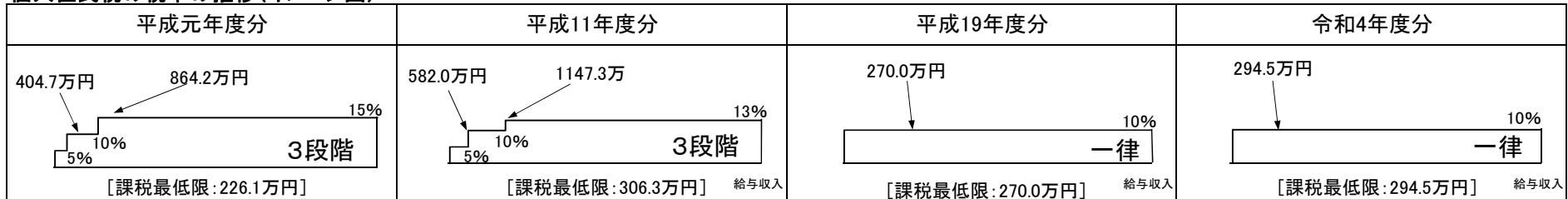
# 個人所得課税の税率の推移



## 所得税の税率の推移(イメージ図)



## 個人住民税の税率の推移(イメージ図)

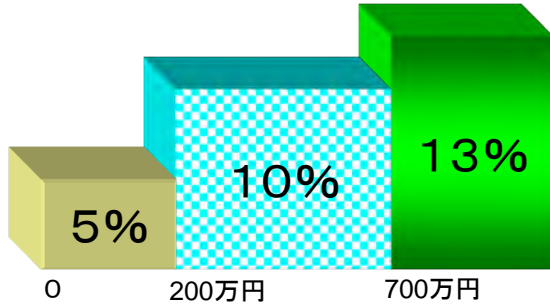


(注) 1. 給与収入及び課税最低限は夫婦2人(子のうち1人は一般扶養控除、もう1人は特定扶養控除の対象)の場合の数値である。  
 2. 住民税は平成12年度(所得税は平成12年)及び平成27年度(平成27年)において、社会保険料控除額の近似式の係数の改訂が行われている。  
 3. 平成27年分以後の所得税については、課税所得4,000万円超について45%の税率を設けている。(平成19年分~26年分は、所得税の最高税率は40%)

# 個人住民税の税率構造

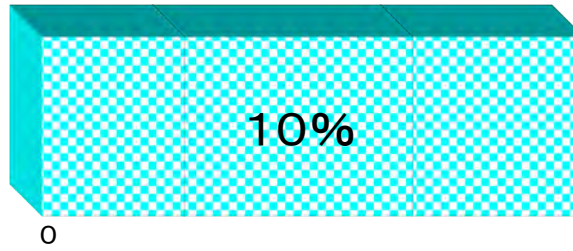
○ 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、10%比例税率化。

(~平成18年度)

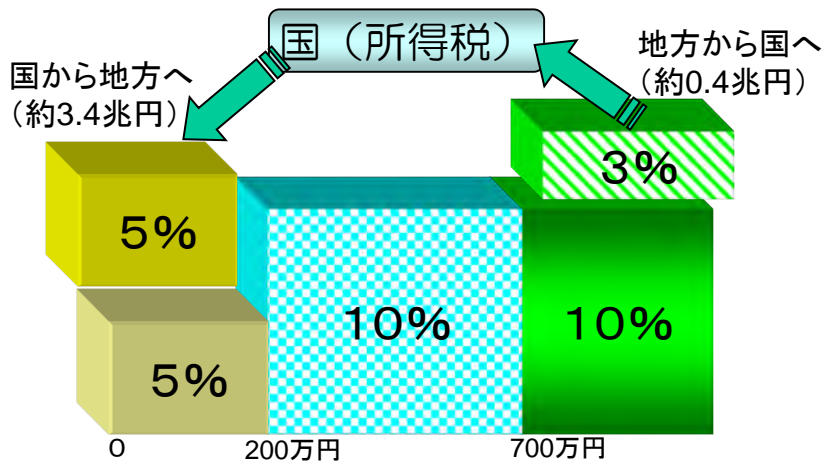


(平成19年度~)

10%比例税率化

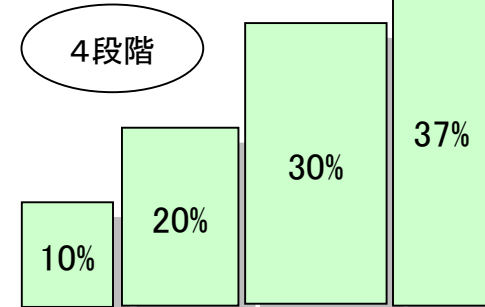


国から地方への  
税源移譲 (3兆円)

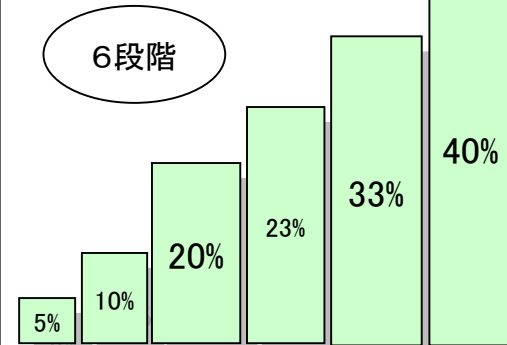


<参考>所得税率

(~平成18年)



(平成19年~平成26年)



(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる

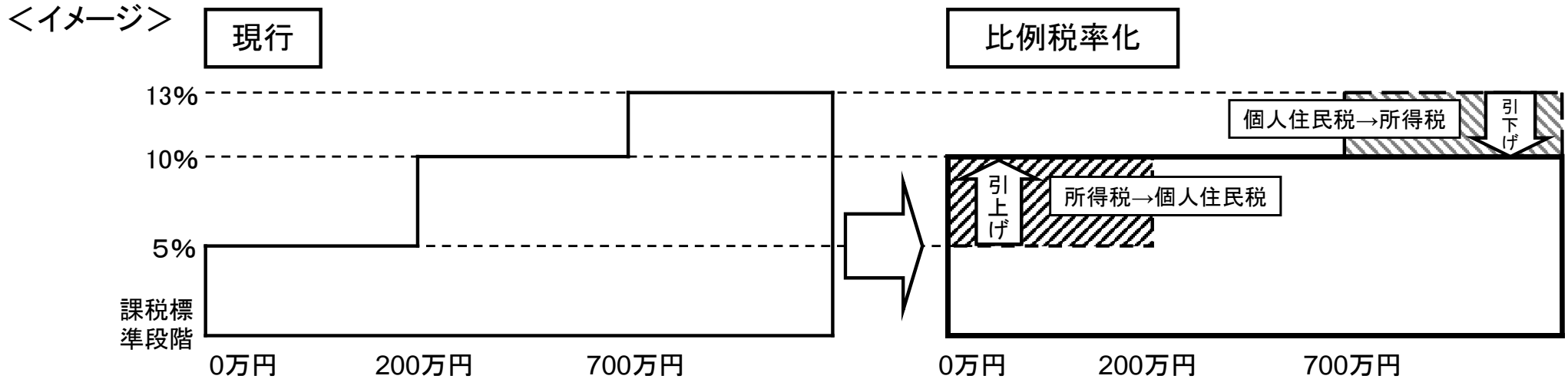
○ 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化

○ 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%

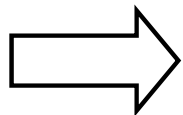
地方分権推進のための「地方税財政改革」(「三位一体の改革」について)

(平成16年4月26日 経済財政諮問会議 麻生総務大臣提出資料) (抄)

個人住民税(所得割)の10%比例税率化により、約3兆円規模の税源移譲を実施



※ これに伴う納税者負担の調整等のため、所得税(国税)においても、所要の制度改革を実施。



比例税率化に伴い、税源の偏在状況が縮小。

	個人住民税 所得割 (H14決算)	現行シェアの 場合の 移譲額	10%比例税率 化による 移譲額	(参考) 人口
全国合計 A	8.05兆円	約3兆円	約3兆円	1億2,700万人
うち東京 B	1.32兆円	約4,800億円	約3,000億円	1,210万人
<b>B/A</b>	<b>約16%</b>	<b>約16%</b>	<b>約10%</b>	<b>約10%</b>

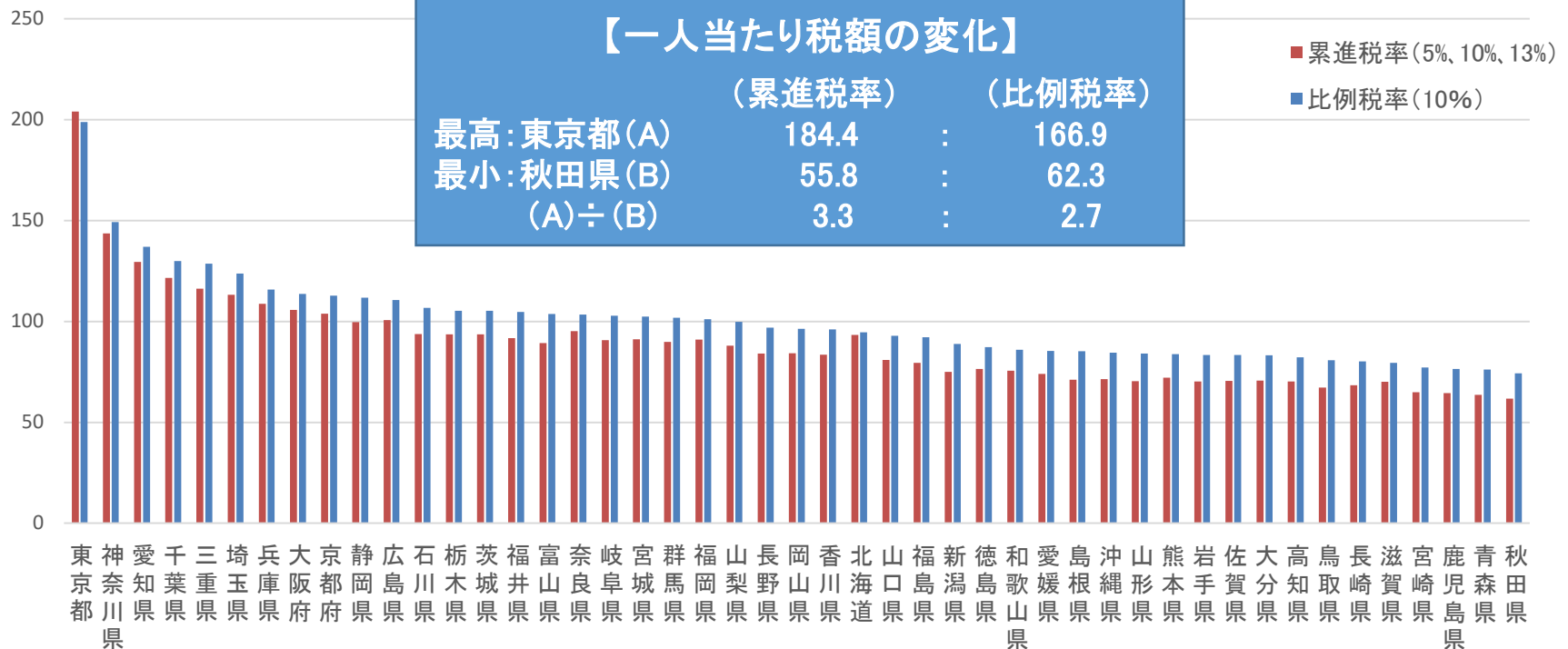
注1. 「東京」は都と市区町村の合計値。

2. 東京の10%比例税率化による移譲額は、課税状況に基づく推計値。

3. 人口は、平成12年度国勢調査による。

# 一人当たり税額の比較(全国平均=100)

- 個人住民税所得割の一人あたり税額を比例税率と累進税率で比較すると、最高(東京都)と最低(秋田県)の差は比例税率の方が小さくなる。
- これは、13%→10%の減収影響は、高所得者が多い団体に大きく作用する一方、5%→10%の影響はすべての納税者に発生し、すべての団体に作用することから、税収の偏在是正効果が得られているもの。



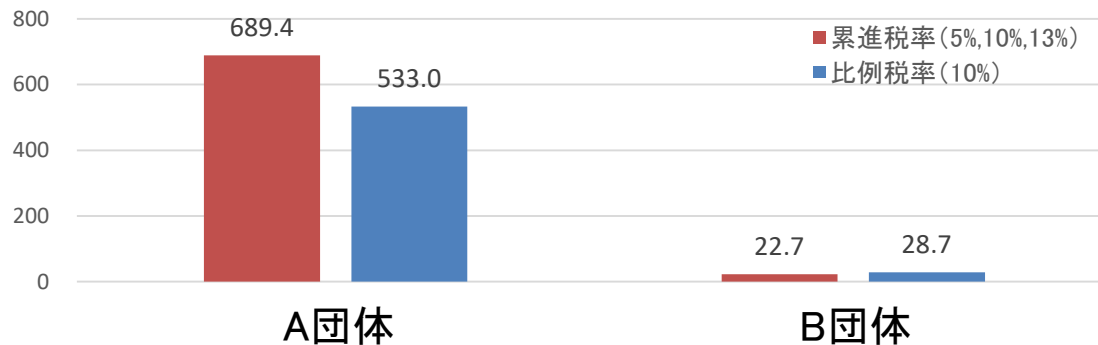
※1 令和2年度市町村税課税状況の調及び令和2年1月1日住民基本台帳人口による。  
 ※2 一人当たりの税額は、令和2年度市町村税課税状況の調(第11表(課税標準額段階別令和2年度分所得割額等に関する調(合計)))の課税標準額に税率(※3)を乗じて算出したものから税額控除等を引いて算出したものを令和2年1月1日住民基本台帳人口で割ったもの。  
 ※3 税率は、比例税率においては、市町村民税は6%、都道府県民税は4%(政令市においては市分8%、都道府県2%)とし、累進税率においては、課税標準額に応じて市町村民税は200万円以下:3%、200万円超え700万円以下:8%、700万円超え:10%とし、道府県民税は700万円以下:2%、700万円超え:3%とする。  
 ※4 各都道府県の係数は、比例税率と累進税率のそれぞれにおいて、一人当たりの税額(※2)の全国平均の数値を100として算出したもの。

## 一人当たり税額による比較(全国平均=100)

- 個人住民税所得割の一人あたり税額において、最大となる団体と最小となる団体を比較すると、累進税率においては30.4倍となるが、比例税率においては18.6倍となる。

### 【一人当たり算出税額(千円)※】

	(累進税率)	(比例税率)	((累-比)増減)
最大となる団体(A)	689.4	533.0	▲156.4(▲22.7%)
最小となる団体(B)	22.7	28.7	+6.0(26.3%)
(A)÷(B)	30.4	18.6	



市町村民税所得割 納税義務者の状況 (人)	市町村民税 課税標準額 200万円以下の金額	市町村民税 課税標準額 200万円を超え 700万円以下	市町村民税 課税標準額 700万円を超え	合計	(参考) 総人口
A団体	51,644(35.2%)	59,652(40.7%)	35,283(24.1%)	146,579	260,379
B団体	1,304(82.0%)	284(17.9%)	3(0.1%)	1,591	6,607

※1 令和2年度市町村民税課税状況の調及び令和2年1月1日住民基本台帳人口による。

※2 一人当たりの税額は、令和2年度市町村民税課税状況の調(第11表(課税標準額段階別令和2年度分所得割額等に関する調(合計)))の課税標準額に税率(※3)を乗じて算出したものから税額控除等を引いて算出したものを令和2年1月1日住民基本台帳人口で割ったもの。

※3 税率は、比例税率においては、市町村民税は6%、都道府県民税は4%(政令市においては市分8%、道府県分2%)とし、累進税率においては、課税標準額に応じて市町村民税は、200万円以下:3%、200万円を超え700万円以下:8%、700万円を超え:10%、都道府県は700万円以下:2%、700万円を超え:3%とする。

(個人住民税における税率の採用状況)

# 個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況

- 所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。
  - ・ 所得割: 道府県民税4%、市町村民税6% (※)
  - ・ 均等割: 道府県民税1,500円、市町村民税3,500円 (※)(※) 指定都市に住所を有する場合は、道府県民税2%、市町村民税8% (※) いずれも復興財源確保のための500円の引上げ込みの額
- 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。

## 所得割

### ○道府県民税

- ・ 4.025% : 神奈川県 (指定都市2.025%)
- (4% : 標準税率 (指定都市2%))

### ○市町村民税

- ・ 6.1% : 豊岡市 (兵庫県)
- (6% : 標準税率 (指定都市8%))
- ・ 7.7% : 名古屋市 (指定都市)
- ・ 5.4% : 田尻町 (大阪府)

(令和2年4月1日現在)

## 均等割

### ○道府県民税

- ・ 2,700円 : 宮城県
- ・ 2,500円 : 岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
- ・ 2,300円 : 秋田県、滋賀県、兵庫県
- ・ 2,200円 : 栃木県、群馬県、愛媛県
- ・ 2,100円 : 京都府
- ・ 2,000円 : 富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・ 1,900円 : 静岡県
- ・ 1,800円 : 神奈川県、大阪府
- (1,500円 : 標準税率)

### ○市町村民税

- ・ 4,400円 : 横浜市
- ・ 3,900円 : 神戸市
- (3,500円 : 標準税率)
- ・ 3,300円 : 名古屋市
- ・ 3,200円 : 田尻町 (大阪府)

(注) 総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、  
「市町村民税の税率等に関する調」より作成

(参考) 地方税法 (抄)

### ○ 所得割

#### 【道府県民税】

第三十五条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四 (所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市 (第三十七条及び第三十七条の二において「指定都市」という。) の区域内に住所を有する場合には、百分の二) の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、同一の標準税率ごとに一の率でなければならない。

#### 【市町村民税】

第三百十四条の三 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六 (所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市 (第三百十四条の六及び第三百十四条の七において「指定都市」という。) の区域内に住所を有する場合には、百分の八) の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

### ○ 均等割

#### 【道府県民税】

第三十八条 個人の均等割の標準税率は、千円とする。(※)

#### 【市町村民税】

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。(※)

(※) 復興財源確保のため、標準税率が道府県民税、市町村民税いずれも500円引き上げられている (平成26年度～令和5年度)。

# 市町村民税(個人住民税均等割)の税率採用別団体数の推移

年 度 区分	昭和55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	標準税率未満		3	2									2	1						
標準税率	3,137	3,134	3,137	3,139	3,142	3,152	3,156	3,158	3,150	3,151	3,152	3,144	3,142	3,144	3,144	3,146	3,208	3,209	3,212	3,210
超過税率	119	119	117	117	114	101	98	95	94	94	93	92	91	90	89	88	23	23	21	20
不均一課税等						1			2	1	1	2	3	3	3	1	2	1		
合計	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	3,254	3,254	3,253	3,246	3,246	3,246	3,240	3,237	3,237	3,236	3,235	3,233	3,233	3,233	3,230

年 度 区分	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
	標準税率未満											2	2	2	3	2	1	1	2	2	2
標準税率	3,210	3,207	3,200	3,165	3,101	2,396	1,843	1,826	1,810	1,797	1,745	1,743	1,738	1,737	1,738	1,738	1,738	1,738	1,738	1,737	1,737
超過税率	20	19	18	18			1	1	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2
不均一課税等		1	1	8																	
合計	3,230	3,227	3,219	3,191	3,101	2,396	1,843	1,827	1,811	1,800	1,750	1,747	1,742	1,742	1,742	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741

(注) 1 「市町村税の税率等に関する調」(毎年4月1日現在)による。  
 2 平成18年度から東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。  
 3 平成8年度から賦課期日後に市制施行等で市町村区分が上位変更した場合は、標準税率を採用しているものとして計上している。  
 4 「不均一課税等」には、合併等により経過的に新団体としての標準税率以外の税率を採用している団体等を含むものである。  
 5 平成16年度改正による人口段階別の税率区分の廃止により、超過課税を行う団体は平成18年度まではゼロだった。  
 6 平成23年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、埼玉県北本市2,700円、愛知県大治町100円である。  
 7 平成24年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長2,800円、沖縄県金武町2,700円である。  
 8 平成25年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長2,800円、沖縄県金武町2,700円、大阪府和泉市100円である。  
 9 平成25年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市3,500円(平成19年度から)、神奈川県横浜市3,900円(平成21年度から)である。  
 10 平成26年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長3,300円、沖縄県金武町3,200円である。  
 11 平成26年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市4,000円(平成19年度から)、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。  
 12 平成27年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長3,300円である。  
 13 平成27年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市4,000円(平成19年度から)、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。  
 14 平成28年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長3,300円である。  
 15 平成28年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市4,000円(平成19年度から)、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。  
 16 平成29年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長3,300円、大阪府田尻町3,200円である。  
 17 平成29年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。  
 18 平成30年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長3,300円、大阪府田尻町3,200円である。  
 19 平成30年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。  
 20 平成31年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長3,300円、大阪府田尻町3,200円である。  
 21 平成31年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)、兵庫県神戸市3,900円(令和元年度から)である。  
 22 令和2年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市長3,300円、大阪府田尻町3,200円である。  
 23 令和2年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)、兵庫県神戸市3,900円(令和元年度から)である。  
 (参考) 個人の市町村民税均等割の課税標準税率は、一律3,000円である。(平成26年度から令和5年度までは3,500円)

# 個人の道府県民税に係る超過課税の実施状況及び検討状況

## 均等割

(令和2年4月1日現在の悉皆調査をベースに、その後の検討状況について報道等により把握したものを令和3年4月1日現在でとりまとめたもの)

都道府県	税率	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,500円	2,700円	導入年度	備考
北海道											
青森県											
岩手県								○		18	
宮城県									○	23	
秋田県							○			20	
山形県								○		19	
福島県								○		18	
茨城県								○		20	
栃木県						○				20	
群馬県						○				26	
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県	○									19	
新潟県											
富山県			○							19	
石川県			○							19	
福井県											
山梨県			○							24	
長野県			○							20	
岐阜県								○		24	
静岡県		○								18	
愛知県			○							21	
三重県								○		26	
滋賀県							○			18	

都道府県	税率	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,500円	2,700円	導入年度	備考
京都府					○					28	
大阪府	○									28	
兵庫県								○		18	
奈良県			○							18	
和歌山県			○							19	
鳥取県			○							17	※1
島根県			○							17	
岡山県			○							16	
広島県			○							19	
山口県			○							17	
徳島県											
香川県											
愛媛県						○				17	※2
高知県			○							15	
福岡県			○							20	
佐賀県			○							20	
長崎県			○							19	
熊本県			○							17	
大分県			○							18	
宮崎県			○							18	
鹿児島県			○							17	
沖縄県											
団体数計	2	1	20	1	3	3	6	1		実施団体数 37	

※1 19年度課税までは税率1,300円、※2 21年度課税までは税率1,500円

(参考)個人の道府県民税均等割の標準税率は、年額1,500円。

※ 超過課税を実施中又は条例制定済のすべての団体における実施理由は、「森林環境保全」や「水源環境の保全・再生」となっている。

※ 標準税率は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のため、平成26年度から令和5年度の間、年額500円引上げることとされており、全都道府県が条例制定済である。

## 所得割

実施中 1団体

・税率 4.025% 神奈川県(19年度)

(指定都市に住所を有する場合は2.025%)

(参考)個人の道府県民税所得割の標準税率は、一律4%。

(3) 収入金額所得計算、人的控除等  
(ライフコースや住む場所、働く場所の多様化に  
対応した税制のあり方)

## 収入金額所得計算、人的控除等の改正経緯(概要)

改正年度	改正内容	適用年度
昭和62年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者特別控除の創設（14万円）</li> </ul>	昭和63年度
昭和63年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定扶養控除創設（35万円）</li> <li>配偶者特別控除拡充（14万円→30万円）</li> </ul>	平成2年度
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止</li> </ul>	平成17年度
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>老年者控除の廃止（48万円→0円）</li> <li>公的年金等控除の見直し（老年者控除を廃止することと併せて、65歳以上の者の公的年金等控除の最低補償額を120万円とする等の措置）</li> </ul>	平成18年度
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養控除（16歳未満の年少部分）の廃止</li> </ul>	平成24年度
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得控除の見直し（適用上限設定：1500万円、控除上限額245万円）</li> </ul>	平成26年度
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得控除の見直し（適用上限設定：1200万円、控除上限額230万円） （適用上限設定：1000万円、控除上限額220万円）</li> </ul>	平成29年度 平成30年度
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し 配偶者特別控除について、控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限引上げ等を措置 配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者の合計所得金額に応じて乗除額が逡減・消失する仕組み導入</li> </ul>	令和元年度
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎控除の見直し（納税者の合計所得金額に応じて控除額が逡減・消失する仕組みの導入）</li> <li>給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え 給与所得控除額・公的年金等控除額を10万円引下げ 基礎控除額を33万円から43万円に引上げ</li> <li>給与所得控除の見直し（適用上限設定：850万円、控除上限額195万円）</li> <li>公的年金等控除の適用上限額を導入（公的年金等収入1000万円超）</li> </ul>	令和3年度
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（ひとり親控除30万円）</li> </ul>	令和3年度

## 人的控除の種類及び概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

	創設年 (個人住民税)	対 象 者	控除額		本人の所得要件	
			令和3年度	(参考) 所得税(令和2年)		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	最高 43万円	最高 48万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が通減)
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			—
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高 38万円	最高 48万円	
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円を超え133万円未満である配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	—
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ・夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	26万円	27万円	合計所得金額500万円以下
人 的 控 除	ひとり親控除	令和3年度 (2021年度)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	30万円	35万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	合計所得金額75万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

# その他の所得控除制度

## ① 個人住民税

控除の種類	概要	控除額の計算方法	
雑損控除※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)一年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額-5万円	
医療費控除※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$	(最高限度額200万円)
	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った特定} \\ \text{一般用医薬品等} \\ \text{購入費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - 1万2千円 = \text{医療費控除額}$	(最高限度額8万8千円)
社会保険料控除※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額	
小規模企業共済等掛金控除※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額	
生命保険料控除	旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料を支払った場合に控除(それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額70,000円を限度とする)	年間支払保険料等 15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円(適用限度額)
	新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除(それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額70,000円を限度とする)	年間支払保険料等 12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円(適用限度額)
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除(最高限度額2万5千円)	

(注1) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除

(注2) 医療費控除はどちらかの選択制

② 所得税

控除の種類	概要	控除額の計算方法		
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)一年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額-5万円		
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$		
	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った特定} \\ \text{一般用医薬品等} \\ \text{購入費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - 1万2千円 = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額8万8千円)}$		
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額		
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額		
生命保険料控除	旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料を支払った場合に控除(それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額100,000円を限度とする)	年間支払保険料等 25,000円以下 25,000円超50,000円以下 50,000円超100,000円以下 100,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+12,500円 支払保険料×1/4+25,000円 一律50,000円(適用限度額)	生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合には、新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額が控除額となる。(各保険ごとの控除限度額40,000円、全体の控除限度額120,000円)
	新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除(それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額120,000円を限度とする)	年間支払保険料等 20,000円以下 20,000円超40,000円以下 40,000円超80,000円以下 80,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+10,000円 支払保険料×1/4+20,000円 一律40,000円(適用限度額)	
地震保険料控除	地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の全額を控除(最高限度額5万円)		
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	次のいずれか低い方の金額-2千円 ① 特定寄附金の合計額 ② 年間所得金額 × 40%  (参考) 認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益社団・財団法人等への寄附については、下記の税額控除と選択して適用することができる。 (次のいずれか低い方の金額-2千円) × 40% ① 認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益社団法人・財団法人等への寄附金額の合計額 ② 年間所得金額 × 40% ※ 所得税額の25%を限度		

(注1) 平成17年度改正により、寄附金控除の対象限度額を30%(改正前:25%)に引き上げる見直しが行われている。

(注2) 平成18年度改正により、寄附金控除の適用下限額を5千円(改正前:10万円)に引き上げる見直しが行われている。

(注3) 平成19年度改正により、寄附金控除の控除対象限度額を40%(改正前:30%)に引き上げる見直しが行われている。

(注4) 平成22年度改正により、寄附金控除の適用下限額を2千円(改正前:5千円)に引き上げる見直しが行われている。

(注5) 平成23年度改正により、認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益社団・財団法人等への寄附については所得控除と税額控除を選択により控除する見直しが行われている。

(注6) 医療費控除はどちらかの選択制

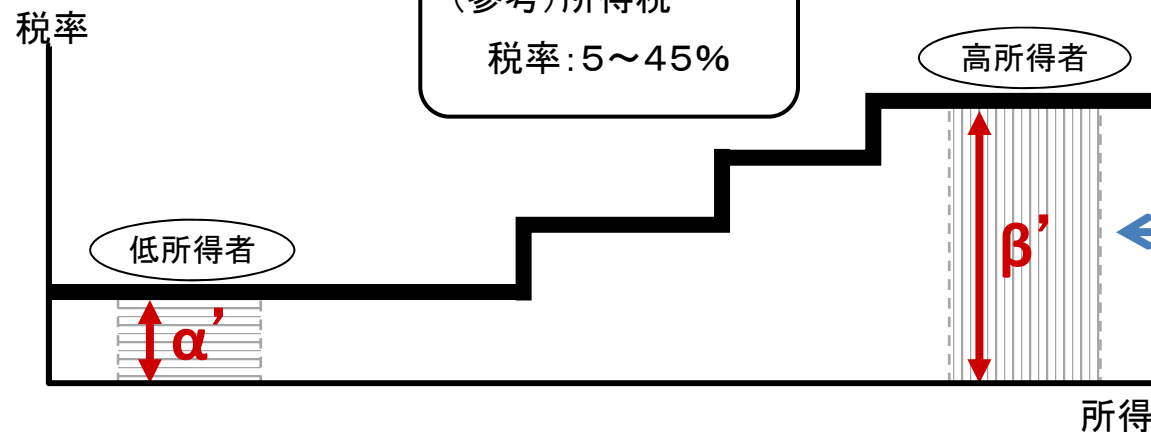
# 個人所得課税の見直しによる地方税収への影響

- 高所得者に対する「所得計算上の控除」や「人的控除」を縮減・適正化する場合、累進税率である所得税よりも、10%比例税率である個人住民税の方が、増収額が小さく、財源確保において難しい面があることに留意。

## 個人住民税【比例税率】



## 累進税率のイメージ



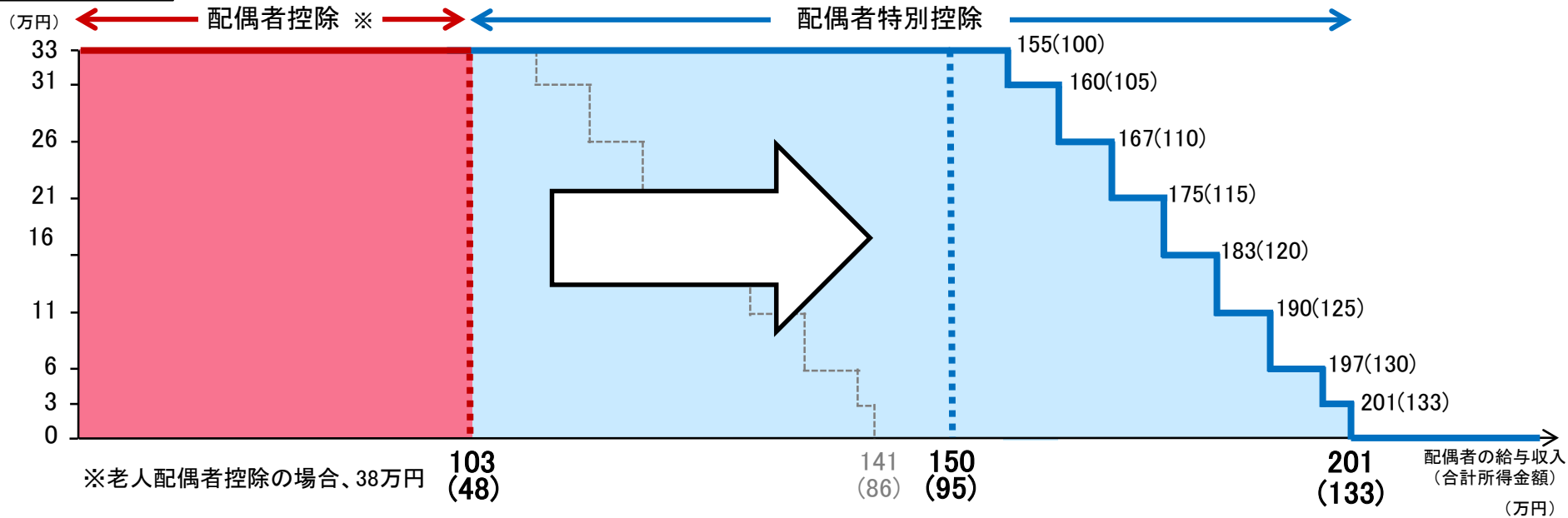
高所得者の税率は、所得税より個人住民税の方が低いため、高所得者の人的控除等の縮減・適正化による増収効果は、個人住民税の方が小さい。

# 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(住民税・平成29年度改正)

○ 働きたい人が就業調整を意識しないで働くことのできる環境作りに寄与する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。

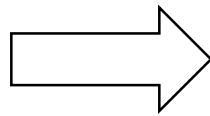
○ 納税者本人の給与収入が1,095万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)

納税者本人の  
受ける控除額



納税者本人の  
所得制限

見直し前: なし  
(配偶者特別控除は、給与1,195万円  
(合計所得金額1,000万円)で消失)



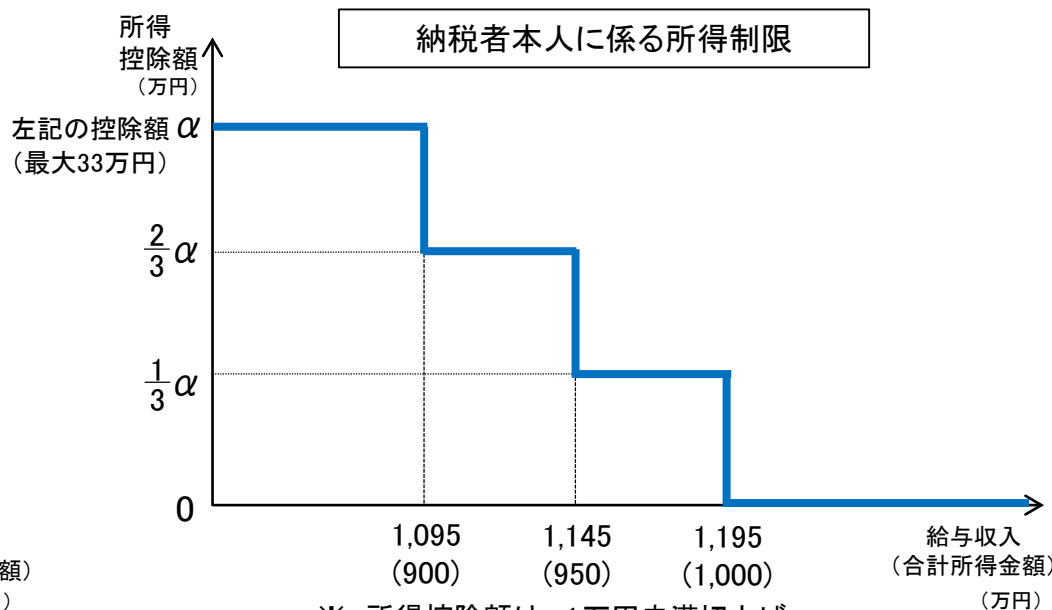
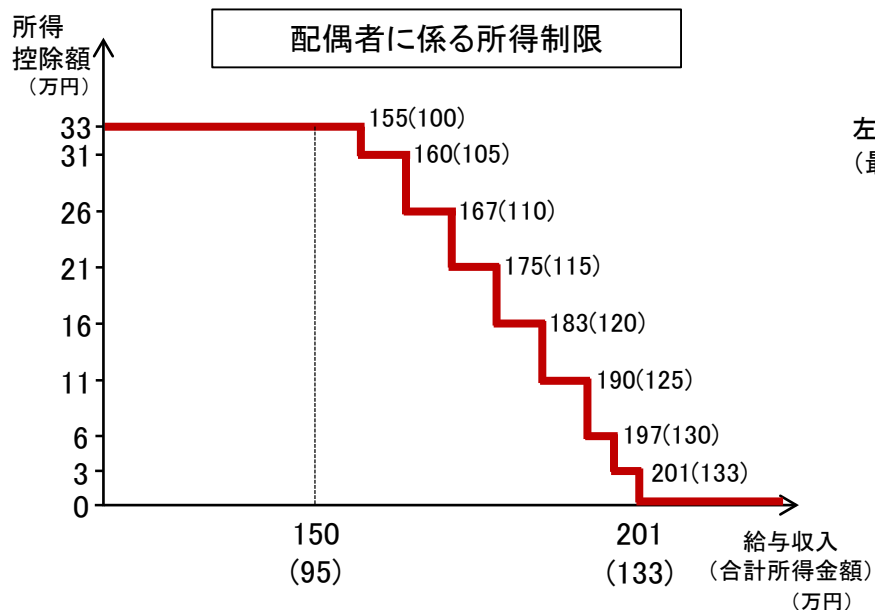
見直し後:  
給与1,095万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、  
給与1,195万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)超1,195万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,095～1,145万円(900～950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,145～1,195万円(950～1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,195万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。

# 控除額を納税者本人の所得に応じて逡減・消失させていく仕組み（住民税・平成29年度改正）

○ 担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設ける。



配偶者の給与収入 (合計所得金額)

※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

(単位: 万円)

納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~48)	~150 (~95)	~155 (~100)	~160 (~105)	~167 (~110)	~175 (~115)	~183 (~120)	~190 (~125)	~197 (~130)	~201 (~133)	201~ (133~)
~1,095 (~900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,145 (~950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,195 (~1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,195~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入 (合計所得金額) が、①~1,095万円 (~900万円) の場合、控除額38万円、②1,095~1,145万円 (900~950万円) の場合、控除額26万円、③1,145~1,195万円 (950~1,000万円) の場合、控除額13万円、④1,195万円超 (1,000万円超) の場合、適用なし。

(注) 納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除 (給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用) の適用がないものとしている。



























































